

Q 3：全部の疾患に日数制限があるの？

A：全ての疾患に日数制限があるわけではなく、下記のいずれかに該当する場合、日数上限を超えてリハビリテーションを受けることができます。なおスモン患者さんは、「難病患者リハビリテーション料に規定する患者」に規定されています。ただし治療継続により状態の改善が期待できることが条件です。

表3 改善の見込みがある場合に除外対象となる疾患

失語症、失認及び失行症	下記に該当する者を除く
高次脳機能障害	
重度の頸髄損傷	
頭部外傷及び多部位外傷	
回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する患者	
難病患者リハビリテーション料に規定する患者	
疾患一覧：パーキンソン病、多発性硬化症、重症筋無力症、全身性エリテマトーデス、 <u>スモン</u> 、筋萎縮性側索硬化症、強皮症、結節性動脈周囲炎、ピュルガー病、脊髄小脳変性症、関節リウマチ、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病）、アミロイドーシス、後縦靭帯骨化症、ハンチントン病、モヤモヤ病（ウィリス動脈輪閉塞症）、ウェグナー肉芽腫症、多系統萎縮症（綿糸体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）、広範脊柱管狭窄症、特発性大腿骨頭壊死症、混合性結合組織症、プリオン病、ギラン・バレー症候群、黄色靭帯骨	

※スモン患者さんのためのチカラになる情報～知って役に立つミニ知識～
平成23年度厚生労働科学研究費補助金
難治性疾患克服研究事業「スモンに関する調査研究」より抜粋